

○財務省告示第三百四十号

所得税法施行令(昭和四十年政令第九十六号)

第二百四十二条第六号の規定に基づき、損害保険料
控除の対象となる身体の傷害に関する共済に係る
契約を指定する件(昭和六十三年十二月大蔵省告
示第一百七十九号)の一部を次のように改正し、平
成十六年分以後の所得税について適用する。

平成十六年七月二十六日

財務大臣 谷垣 禎一

本文中「次に掲げる法人」を「神戸市民生活協
同組合又は全国交通運輸産業労働者共済生活協同
組合」に改め、各号を削る。